

外資系企業の経理担当者の方への耳より情報

-今の税理士に満足していますか？-

＜新設法人から社員 10 人程度の小規模法人編＞



この冊子は日本に進出して間もない新設の外資系法人向けに作成しております。新設法人でなくても、まだ会社の規模が小さいため、会社に専任の経理担当者を置いていない場合も想定して作成しておりますので、是非この冊子に目を通して頂ければと思います。

今の税理士に満足していますか？

突然ですが、まずいくつか質問をしてみましょう。

“設立して間もないので、予算の関係から顧問料が安い税理士事務所に依頼したが、満足した対応をしてもらえない、国際間取引に関する質問をして的確な回答がもらえず困っていませんか？”

“日本の税制について、税理士事務所から親会社の担当者へ直接説明して欲しいのに、英語対応してくれなくて困っていませんか？”

“税理士事務所の対応が遅くて、親会社への月次レポートがいつもぎりぎり、申告期限もぎりぎりです。イライラしていませんか？”

“税理士事務所の担当者に連絡してもなかなかつながらず、作業が先に進まなくて困ったことはありませんか？”

“ドメスティックな税理士事務所だと報酬は安くても自社のニーズを満たしてもらえない、かといって大手税理士法人の報酬は高くて依頼できずに困っていませんか？”

“税理士事務所を変更するのはリスクが伴い、変えたくてもなかなか変えられないと思いませんか？”

これらの質問のうち、一つでも該当する項目がある方は解決策を探ってみましょう。今の状態では、不満を抱えたまま毎年何十万円もの税理士報酬を支払っていることになりかねません。もし、これらの問題を解決してくれる事務所があったら、ストレスも軽減するし、会社としても良い方向になるのにと思っている外資系企業の経理担当者の方も多いと思います。

この冊子は、今までに外資系企業の経理担当者の方から寄せられた様々なご意見・ご要望をもとに作成しております。上記の問題に対する解決策を必ず提案することができると思っていますので、是非ご一読ください。

問題1

“設立して間もないので、予算の関係から顧問料が安い税理士事務所に依頼したが、満足した対応をしてもらえない、国際間取引に関する質問をしても適格な回答がもらえず困っていませんか？”

現在関与している税理士事務所は、税理士報酬が安価という理由で依頼したが、サービスは安かろう悪かろうで国際税務に疎く、こちらの要望をなかなか汲み取ってくれなくて困っているということがあるかもしれません。



外資系企業の税務会計業務は、小規模の会社といえども、ある程度のクオリティが求められます。

坂下国際税理士法人では、クライアントの約80%が外資系企業であり、国際税務に特化した事務所です。そのため、常に外資系企業が抱えるクロスボーダー取引に関する税務を取り扱っておりますので、国際税務に精通した専門家が的確なアドバイスをいたします。

問題2

“日本の税制について、税理士事務所から親会社の担当者へ直接説明して欲しいのに、英語対応してくれなくて困っていませんか？”

外資系企業の多くは常に本社への報告が求められる状況にあります。本社のCFOを筆頭にコントローラー、アカウンティングマネージャーは、常にローカ

ルの財務諸表を把握しておりますので、日本の税制の取り扱いなどローカル特有の事情について常に情報を求めております。現在関与している税理士事務所は英語対応していないため、日本の経理担当者の方が間に入って本社へ説明せざるをえず、時間と労力をとられている方も多いかと思えます。



坂下国際税理士法人では、クライアントのリクエストに応じて、日本の経理担当者を介さず、本社の担当者へ直接英語で説明、対応する体制をとっております。そのため、日本の経理担当者は通訳、翻訳作業に手間取ることなく本業に集中することができます。

問題3

“税理士事務所の対応が遅くて、親会社への月次レポートがいつもぎりぎり、申告期限もぎりぎりです。イライラしていませんか？”

現在の税理士事務所に月次処理を依頼しているが、レポートが上がってくるのがいつも提出期限ぎりぎり、おまけに間違いが多く、親会社から何度も内容について質問を受け、その都度対応に時間がとられてしまうということはありませんか。また、確定申告時の納税額を知らせてもらえるのが期限ぎりぎりなので、資金繰りに慌ててしまうことはないでしょうか。



坂下国際税理士法人では、常に外資系企業が求める”迅速かつ正確”な処理を念頭において対応しております。Due がタイトなレポートは、事前に段取りをした上で対応しておりますので、報告が期限ぎりぎりになることはありません。決算時には10か月を経過した時点で税額試算をいたします。確定申告書の提出についても、例えば12月決算の場合、2月中旬にはすべての申告書の提出を完了させております。

問題4

“税理士事務所の担当者に連絡してもなかなかつながらず、作業が先に進まなくて困ったことはありませんか？”

税理士事務所の担当者に連絡をしてもなかなかつながらない、つながっても対応が遅くて返答に数日、時には一週間も待たされてしまうことはありませんか。



坂下国際税理士法人では、クライアントからの電話はすぐに対応いたします。メールなどのお問い合わせに対する回答は、遅くても 24 時間以内に対応いたします。

問題5

“ドメスティックな税理士事務所だと報酬は安くても自社のニーズを満たしてもらえない、かといって大手税理士法人の報酬は高くて依頼できずに困っていませんか？”

現在依頼している税理士事務所は、税理士報酬は安価だが、満足がいくサービスを受けられない、かといって Big4 は報酬が高額のため依頼することは難しいという状況もあるかと思えます。



坂下国際税理士法人では、すべての作業を Big4 で実務経験を積んだ国際税務に精通した税理士有資格者のもとで作業いたします。少数精鋭の事務所ですので、高品質なサービスをリーズナブルな金額で提供しております。

問題6

“税理士事務所を変更するのはリスクが伴い、変えたくてもなかなか変えられないと思いませんか？”

現在の税理士事務所を変えたいと思っているが、変更先の税理士事務所が自社のニーズに応じてくれるかどうか不安で変えること自体が難しいと思いませんか。



坂下国際税理士法人では、現在、税理士の変更を考えているすべての外資系企業のクライアントに対して、リスクフリーの保証制度を設けております。本契約開始前の3か月間、記帳や税務に関するご相談等に応じるリテーナー期間を設けます。この間、当事務所の対応にご満足いただけなかった場合は、いかなる理由であってもリテーナー報酬を100%返金保証いたします。（詳細はP13をご参照ください。）

私たちのサービス

坂下国際税理士法人では、新設法人から社員 10 人程度のクライアントを関与する場合、「月次関与」の方法により対応させて頂いております。月次記帳、本社へのレポート業務から申告書作成業務まで税務会計業務全般について責任をもってお受けいたしております。なお、月次や年次の作業のみならず、税務調査の立会や業務改善策の提案なども対応しております。

なお、毎月発生する業務として給与計算や社会保険・雇用保険事務があります。現在、当事務所では税務会計業務に特化しておりますので、社会保険・雇用保険事務等の法務・労務関連業務につきましては、社員数 5 人以下の会社に限り当事務所で直接承っております。社員数 6 人超の会社の場合は、英語対応が可能な提携の社会保険労務士をご紹介させて頂いております。また、会社設立登記手続き、登記変更業務につきましては、英語対応可能な提携の司法書士をご紹介いたしております。単に専門家を紹介するだけでなく、毎月の業務の中で提携の専門家と連絡を密にとった上でクライアントをサポートいたしますので、安心してご依頼いただくことが可能です。



● 月次関与の流れ

当事務所では月次関与の場合、月次記帳及び本社への月次レポート作成をいたします。外資系企業の場合、本社への報告期日が非常にタイトに決められている場合があります。例えば、本社へ提出する月次レポートの Due が翌月 2～3（営業）日の場合は、当月 26 日前後に月初～25 日までの資料をいったんクライアントから当事務所まで送付してもらっております。当事務所は入手次第、月次記帳を開始します。次に、月末～翌月 1 日に 26 日～月末までの資料をクライアントに送付して頂き、当事務所は入手次第、翌月 2～3（営業）日以内に月次の締め及び本社へのレポートを作成するといった二段階で対応しております。この体制をとることにより、期日が短い場合でも迅速に対応することが可能です。

一方、月次の締めの期日がタイトでない会社は、翌月初に一度に資料を入手して、記帳する体制をとっておりますが、原則として翌月 10 日までにはほぼすべての会社の締めを行っております。

なお、クライアントに準備して頂く資料は、預金通帳、請求書等の証憑、売上明細、仕入明細、商品台帳などですが、クライアントにとって負担感がないように必要最低限の資料作成をお願いしております。当事務所では原則として最終仕入原価法は採用しておりませんので、在庫を保有する場合でも商品台帳を管理することで毎月正確な売上原価を算定することができます。なお、正確な月次記帳を行うために各種台帳などエクセルで管理する必要がある場合には、クライアントのビジネスモデルにあったフォーマットを当事務所で作成してご提案いたしますので、安心してご依頼いただくことができます。

また、月次記帳のみならず、日々の取引から生じた質問やご相談もあわせてお受けしますので、疑問点をすぐに解決することができます。

当事務所が月次関与することで迅速に正確な月次処理をすることができますので、正確な年次決算をすることができます。その結果、以下のようなメリットを受けることができます。

- 原則として翌月 10 日までに月次記帳を完成しておりますので、迅速に正確な業績を把握することができます。
- 各勘定科目について、毎月精査しておりますので、貸借対照表（BS）に計上されている科目で内訳が不明なものは発生しません。そのため、内容について本社から問い合わせが入った場合でも迅速に正確な対応をすることができます。

- 10 か月経過時点で税額シミュレーションをしますので、年間の税額を予測することができ、Cash flow 対策をすることができます。
- クライアントが抱えている問題点や税務リスクなどを都度お知らせし、改善策を提案させていただくことができます。
- クライアントの事情に即した節税対策のご提案が可能になります。
- 常に税務調査で問題になりそうな事項を念頭に置いて対応しておりますので、税務調査で突然大きな問題が生じることがなくなります。



● 年次決算の流れ

年次決算時は、決算月の前々月から前月に今決算の打ち合わせを行っております。例えば12月決算の場合、10月分の記帳が完了次第、10月下旬～11月にかけてご面談による打ち合わせを行い、ここでスケジュール確認、税額シミュレーションを行っております。12月の月次記帳を行う際に法人税・地方税及び消費税の税額計算をして納税充当金を計上しますので、1月上旬～中旬にはすべての税目について税額の概算額をお知らせしております。1月に入って本社からの付替え経費が発生した等の事情がない限り、帳簿が変わることはありませんので、1月下旬～2月中旬にかけて、法人税・地方税の確定税額の計算及び申告書の作成、消費税の確定税額の計算及び申告書の作成を行っております。2月上旬にはすべての税目についてクライアントへ納税額をお知らせしておりますので、納付期限ぎりぎりになって慌てることのないような体制をとっております。ほとんどのクライアントについて2月中に消費税の確定申告書のみならず、法人税・地方税の確定申告書を完成させておりますので、納期限の延長届を出しているクライアントでも、利子税を支払うことなくすべての手続きを2月中に完結することができます。

また、償却資産申告書の作成が必要な場合は、12月の月次記帳が完了した時点で償却資産申告書の作成をしますので、1月中旬には完成させております。

従って、12月決算の場合、原則として2月中旬～下旬にはすべての申告書が完成するスケジュールで対応しておりますので、申告期限ぎりぎりに慌てることはありません。



● その他のサービス

<税務相談>

外資系企業にとって、国外関連者との取引（仕入、経費の付替えなど）は金額も大きく非常に重要な位置を占めます。国外関連者取引については、税務調査で問題になることも多く、仮に否認されてしまうと多額の追徴課税が生じることにもなります。当事務所では、国外関連者間取引について、取引内容の是非を検討するとともに税務上のリスクの検討及び改善策を提案いたします。

<税務調査対応>

クライアントに税務調査が入ることになった場合、調査実施日の前に打ち合わせをさせて頂いております。その時点で考えられる税務リスクなどをすべて洗い出し、税務調査のシミュレーションを行い、調査がスムーズに遂行できるような対策をいたします。ご要望に応じて税務調査の立会からその後の検討、調査後の処理まで一貫して対応いたします。

<各種税務書類の作成>

租税条約を締結している国に所在する国外関連者との取引を行う過程で、取引内容に応じて、条約上税金が減額あるいは免除される場合があります。当事務所では、これらの適用を受けるための租税条約届出書の作成をいたします。その他異動届などの税務書類全般の作成も承っております。

<移転価格対策>

OECDによるBEPS行動計画13に基づき、多国籍企業に対して移転価格文書化が義務づけられることになりました。これにより、今まで移転価格文書化対策をしてきていない多国籍企業もその作成が必要不可欠となっております。当事務所では、外資系企業に対して移転価格文書化作成の対応をしております。

<管理会計>

当事務所が月次関与する場合には限られますが、会社をさらに一步上のステージへ上げるために管理会計の指導もいたします。本社からの要請により、すでに月次で予実比較している会社も多いかと思いますが、中には予算を作りっぱなしでその後どうなっているかやむやみになっている会社も見受けられます。どのような形で管理会計を取り入れるのが良いのか、ヒアリングしながらその会社にあった形の管理会計を提案いたします。



● リスクフリーの保証制度

現在の税理士事務所を変えたいと思っているが、変更先の税理士事務所が自社のニーズに
応えてくれるかどうかかわからず、変更すること自体を躊躇している外資系企業も多いので
はないでしょうか。

また、変更する場合に変更先の税理士事務所とうまくいくかどうかわからないので、従前
の税理士事務所に依頼をしながら新しい税理士事務所に依頼することを考えている外資
系企業もあるかと思えます。ただ、後者の場合、一時的に2か所の税理士事務所に依頼す
ることになるため、月額顧問料が2倍になってしまい本社の承認をとりにくいことから、
結果的に変更することが難しいクライアントが多いのも事実です。

私たちは、このような不安を抱えている外資系企業のクライアントに対して、下記のリス
クフリー保証制度を設けております。

3か月のお試し期間あり・100%返金保証付き

私たちは、すべてのクライアントが当事務所のサービス内容にご満足いただけた場合に限
り関与させて頂くことを前提としております。従って、最初の3か月間についてお試し期
間を設けております。本契約開始前の3か月間、記帳や税務に関するご相談等に応じるリ
テーナー期間を設けます。リテーナー期間中は、記帳や税務に関するご相談を何回でもお
問い合わせ頂くことが可能です。

リテーナー開始月の前月末までに当月分の顧問料を申し受けますが、もし、当事務所の対
応にご満足頂けなかった場合は、いかなる理由であっても当事務所が100%返金保証いた
しますので、前月末にお支払いいただいた当月分の報酬は、全額返金させていただきます。

リテーナー期間終了後、当事務所の対応にご満足いただけた場合のみ、本契約に切り替え
させて頂くこととなりますので、クライアントにとってリスクフリーで税理士事務所の変
更が可能となります。

✚ 坂下国際税理士法人の特色

✓ 国際税務に専門特化している

坂下国際税理士法人は、外資系企業の日本子会社、日本支店、駐在員事務所に対する税務会計業務に特化しております。国際取引を行う際に生じる税務・会計上の問題について、経験豊富な税理士がご相談に応じます。

✓ 新設法人から社員数 10 人程度の小規模会社に対応できる

坂下国際税理士法人の約 60%が社員数 10 人未満の小規模な外資系企業ですので、小規模の外資系企業が抱える問題を把握することが容易であり、個々に改善策を提案することができます。

✓ 正確な資料を迅速に提供することができる

締めが早い会社の月次レポートや四半期又は年次の税額計算などを期限内に迅速に正確な資料を作成することができます。

また、固定資産などの資産件数が多い外資系企業についても、大量のデータ処理を必要とする資料を迅速で正確に作成することができます。

納税額を早めに算出してお知らせしますので、余裕を持った資金繰りが可能となり、申告書も余裕をもって提出することができます。

✓ 本社向けの資料作成や本社との連絡を円滑に進めることができる

本社へ報告するレポートを会社のフォーマットにあわせて作成いたします。

また、必要に応じて本社の担当者と直接連絡をとりながら対応することが可能です。

✓ 迅速な対応、感じが良く、かつきめ細かい対応ができる

クライアントからの電話はすぐに対応いたします。

メールなどのお問い合わせに対するレスポンスは、遅くても 24 時間以内に対応いたします。

クライアントからのご要望は、ヒアリングを十分に行った上で、何がクライアント

にとってベストなのかを検討し、会社の実情に合わせた改善策を提案いたします。

✓ リーズナブルな報酬を提案できる事務所

月次関与の場合は、月額固定金額制を採用させて頂いております。スポットの税務相談などは実際作業時間に応じたタイムチャージ制をとっておりますが、目安としてBig4の約7~8割程度の報酬で承ることができます。税理士有資格者のもとで作業いたしますので、高品質なサービスをリーズナブルに提供することができます。

✓ リスクフリーの100%返金保証制度がある

当事務所では、すべてのクライアントが当事務所のサービス内容にご納得頂いた上で関与させていただくことを前提としております。そのため、税理士事務所の変更を検討しているクライアントに対しては、最初の3か月間、お試し期間を設けております。お試し期間中は月次関与とし、通常取引から発生した質問やご相談を何回でもお問い合わせ頂くことが可能です。お試し月の前月末までに当月分の顧問料をお支払い頂きますが、もし、当事務所の対応にご満足いかなかった場合は、いかなる理由であっても、前月末にお支払いいただいた当月分の報酬を100%返金保証いたします。

✓ お問い合わせ

現在の関与税理士にご不満がある方、現状を改善したいと思っている方は、どんな細かいご要望でも構いませんので、お気軽にお問い合わせ下さい。

御社の現況を把握した上で、ご要望に即した具体的な改善策を提案させていただきます。



坂下国際税理士法人

〒103-0014 東京都中央区日本橋蛸殻町 1-19-8-702

Tel: 03-3664-7713

Fax: 03-3664-7719

<http://www.bygonex-tax.com>

Sakashita@bygonex-tax.com